

内容積 25L 以下の液化石油ガス容器に 貼付する注意ラベル

1. 作成目的

高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則第 49 条（その他の場合における移動に係る技術上の基準等）に、容器の内容積が 25L 以下である充填容器等のみを積載した車両であって、当該積載容器の内容積の合計が 50L 以下の LP ガスを移動する場合は、移動の基準の一部が適用除外となっている。

消費者が、液化石油ガスをレジャー等の目的で消費する際は、付隨して生じる容器の移動基準として、注意書（イエローカード）の携帯はなじまないため消費者向けに作成された液化石油ガス移動時の注意事項を示したラベル（注意表示ラベル）を容器外面に貼付することにより、注意書の携帯義務が適用除外となっている。

このため、LP ガス業界統一の注意表示ラベルの標準様式を作成し、販売事業者が消費者に LP ガスを質量販売した時に、容器に貼付したラベルの趣旨について周知徹底を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

容器の内容積が 25L 以下である充填容器等で、かつ、内容積の合計が 50L 以下の LP ガスを移動する場合において適用する。

3. 表示ラベル内容

規則第 49 条第 1 項第 9 号に定めるラベルに記載する注意事項は下記によること。

尚、注意事項表示ラベルの例を添付に示す。

3.1 LP ガス容器の取扱い及び移動中の基本的注意事項

(1) 鋼製、FRP 容器共通事項

- 1)火気に近づけないで下さい。
- 2)車の中など 40°C 以上になる恐れのある所には置かないで下さい。
- 3)容器は、必ずバルブを上にして立てて置き、転倒・転落しないようにして下さい。
- 4)容器やバルブに衝撃を与えること、粗暴な取り扱いはしないで下さい。
- 5)LP ガス本容器は、本来の目的以外に使用しないで下さい。

(2) 鋼製容器のみ

- 1)車の振動でバルブが緩むことがあるので、時々点検して緩みが有るときは締めてください。

(3) FRP 容器のみ

- 1)ケーシングが変形又は破損したものは使用しないで下さい。
- 2)1.5m 以上の高所から直接落下した容器は、使用を中止して下さい。

3.2 ガス漏れがあった場合の措置

(1) 鋼製容器の場合

- 1)バルブから漏れが発生した場合はバルブを強く締めてください。
- 2)風通しの良い屋外に移し、絶対に火気を使用しないで下さい。
- 3)LP ガス販売店、保安機関、または消防署などに連絡し、その指示に従って下さい。

(2) F R P 容器の場合

- 1) 風通しの良い屋外に移し、絶対に火気を使用しないで下さい。
- 2) LP ガス販売店、保安機関、または消防署などに連絡し、その指示に従って下さい。

3.3 応急措置

- (1) LP ガスを吸入した場合は、新鮮な空気のある場所に移動し、人工呼吸の手当てをして下さい。
- (2) 液が皮膚に付着した場合は、必要に応じて凍傷の手当てを行って下さい。

4. 制定日

2008 年 11 月 26 日

5. 改正日

2015 年 11 月 25 日

F R P 容器に貼付する表示ラベルを追記

2016 年 11 月 18 日

高压ガス保安法 液化石油ガス保安規則第 4 9 条の改正による

2021 年 9 月 22 日

鋼製容器に貼付する注意事項表示ラベルの例

取り扱い上の注意

1. 鋼製容器の取扱い及び移動中の基本的注意事項

- ①火気に近づけないで下さい。
- ②車の中など 40°C以上になる恐れのある所には放置しないで下さい。
- ③容器は、必ずバルブを上にして立てて置き、転倒・転落しないようにして下さい。
- ④容器やバルブに衝撃を与えたる、粗暴な取り扱いはしないで下さい。
- ⑤車の振動でバルブが緩むことがあるので、時々点検して緩みがある時は締めて下さい。
- ⑥LPガス容器は、本来の目的以外に使用しないで下さい。

2. ガス漏れがあった場合の措置

- ①バルブから漏れが発生した場合はバルブを強く締めて下さい。
- ②風通しの良い屋外に移し、絶対に火気を使用しないで下さい。
- ③LPガス販売店、保安機関、または消防署などに連絡し、その指示に従って下さい。

3. 応急措置

- ①LPガスを吸入した場合は、新鮮な空気のある場所に移動し、人工呼吸の手当てをして下さい。
- ②液が皮膚に付着した場合は、必要に応じて凍傷の手当てを行って下さい。

FRP 容器に貼付する注意事項表示ラベルの例

取り扱い上の注意

1. FRP 容器の取扱い及び移動中の基本的注意事項

- ①火気に近づけないで下さい。
- ②車の中など 40°C以上になる恐れのある所には置かないで下さい。
- ③容器は、必ずバルブを上にして立てて置き、転倒・転落しないようにして下さい。
- ④容器やバルブに衝撃を与えたる、粗暴な取り扱いはしないで下さい。
- ⑤ケーシングが変形又は破損したものは使用しないで下さい。
- ⑥1.5m 以上の高所から直接落下した容器は、使用を中止して下さい。
- ⑦本容器は、本来の目的以外に使用しないで下さい。

2. ガス漏れがあった場合の措置

- ①風通しの良い屋外に移し、絶対に火気を使用しないで下さい。
- ②LP ガス販売店、保安機関、または消防署などに連絡し、その指示に従って下さい。

3. 応急措置

- ①LP ガスを吸入した場合は、新鮮な空気のある場所に移動し、人工呼吸の手当てをして下さい。
- ②液が皮膚に付着した場合は、必要に応じて凍傷の手当てを行って下さい。